

## 登録支援事業

### (1) 依頼者

所轄労働局へ登録教習機関としての登録の手続きを進めている者であって、登録後に本協会の会員になることを予定しているものとする。

### (2) 対象とする支援内容

原則として、次に掲げる内容とする。なお、具体的な支援の内容及び方法等は、個別に相談し、決定する。

#### ア 登録教習機関の登録についてアドバイス（法令に基づく登録区分毎の実施）

- ① 登録の種類・区分・要件・申請について
- ② コース設定
- ③ 機材選定
- ④ 講師要件 等

#### イ 業務規程の作成と届出についてアドバイス

- ① 技能講習の実施方法
- ② カリキュラム
- ③ テキストの選定
- ④ 試験問題
- ⑤ 実技要領
- ⑥ 修了試験
- ⑦ 修了証発行
- ⑧ 料金 等

ウ その他（本協会として対応が可能と判断できるもの。）の範囲とする。